

# 紛争鉱物の使用に関する方針

この人道的危機とその世界的な鉱物取引との関連を踏まえ、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法と米国証券取引委員会は、上場企業に自社の製品に使用されるあらゆる錫、タングステン、タンタル、金に対してデューデリジェンスを実施し、それらの鉱物がコンゴ民主共和国およびその周辺国における紛争に資金を供与する鉱山、精錬業者または精製業者に由来するかどうかを判断するよう求めています。錫、タングステン、タンタル、金は、さまざまな電子機器や医療機器の機能と製造に不可欠であり、少量が特定のゾエティス製品で使用されています。

ゾエティスはサプライヤーと協力し、倫理的なサプライチェーンの確保に努めています。当社のコミットメントを推進するために、当社は以下を実施しています。

- 経済協力開発機構の責任あるサプライチェーンのためのガイダンスに沿った、紛争鉱物コンプライアンスプログラムを策定しています。
- サプライヤーに、責任ある方法で材料を調達すること、また可能な限り紛争に関与していない認定鉱山、精錬業者または精製業者に移行することを求めています。
- 錫、タングステン、タンタル、金を含む製品のサプライヤー（「対象サプライヤー」）に、紛争鉱物に関する方針、デューデリジェンスの枠組み、リスク管理システムの導入を求めています。
- 対象サプライヤーに、自社のサプライチェーンに対してデューデリジェンスを実施し、ゾエティスに供給する製品に使用される鉱物の原産国と調達先を適切な形で証明するよう求めています。

サプライヤーがこれらの方針を遵守していないことが判明した場合、当社はその遵守違反を適時に是正する是正措置の実施をサプライヤーに求めます。